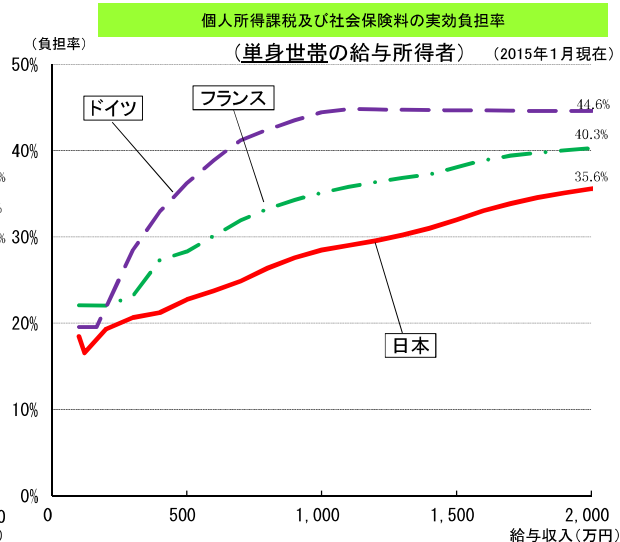
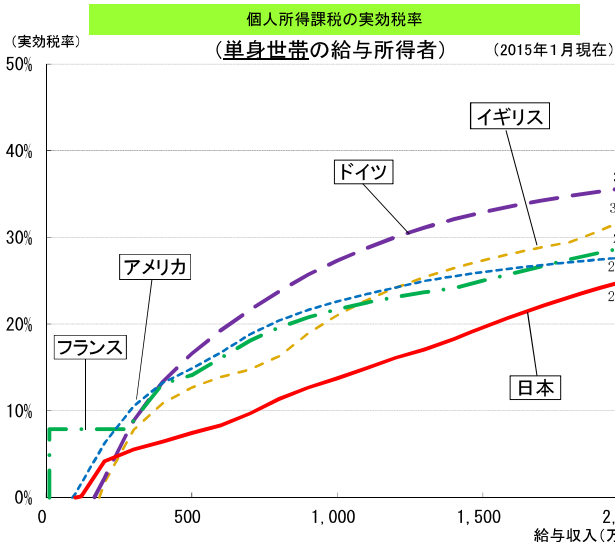


○ 単身の給与所得者について、個人所得課税の実効税率は、課税最低限に近い低所得層を除き、主要諸外国より低い水準であり、主要国の中では最も緩やかな累進構造となっている。

○ 社会保険料負担を合わせた実効負担率は、日本と同様に社会保険方式をとっているドイツ、フランスと比べて低い水準。低所得層の負担率は、ドイツ、フランスに近いのに対し、中高所得層の負担は低く抑えられており、負担構造の累進性は主要国中、最も緩やかとなっている。

※ 社会保険料負担を含む実効負担率の比較にあたり、イギリスでは医療に税方式が採用されていることやアメリカでは広く国民一般をカバーする公的な医療保険制度が存在しないことから比較の対象としていない。



(注1) 個人所得課税には、日本については所得税、個人住民税(所得割)及び復興特別所得税が含まれる。アメリカについては連邦所得税及びニューヨーク州所得税が含まれる。なお、別途地方政府(郡・市等)により所得税が課せられるが、本資料においてはこれを加味していない。ドイツについては所得税及び連帯付加税(算出税額の5.5%)が含まれる。フランスについては所得税及び社会保障関連諸税(一般社会税等:所得税とは別途、収入に対して定率(合計8%)で課せられる)が含まれる。なお、同国では、2012年1月から財政赤字が解消するまでの時限措置として、所得に対して0%~4%(3段階)の高額所得に対する所得課税が課せられる(ただし、上記図中においてはこれを加味していない)。各国において負担率を計算するに当たっては、様々な所得控除や税額控除のうち、一般的に適用されているもののみを考慮して計算しているため、アメリカの勤労税額控除や代替ミニマム税、イギリスの勤労税額控除(全額給付措置)等の措置は考慮していない。

(注2) 社会保険料は、日本については被用者の全国健康保険協会健康保険・介護保険・厚生年金保険・雇用保険に係る保険料率、ドイツ・フランスについては被用者に一般的に適用される保険料率を用いて計算している。

(備考) グラフ中の数値は、給与収入2,000万円の場合の実効税率・負担率。邦貨換算レートは1ドル=116円、1ポンド=183円、1ユーロ=145円(基準・裁定外国為替相場;平成27年(2015年)1月中適用)。

所得税における税負担の調整

◎ 所得税負担の累進性は、主に「控除のあり方」と「税率構造」の組み合わせによって実現。

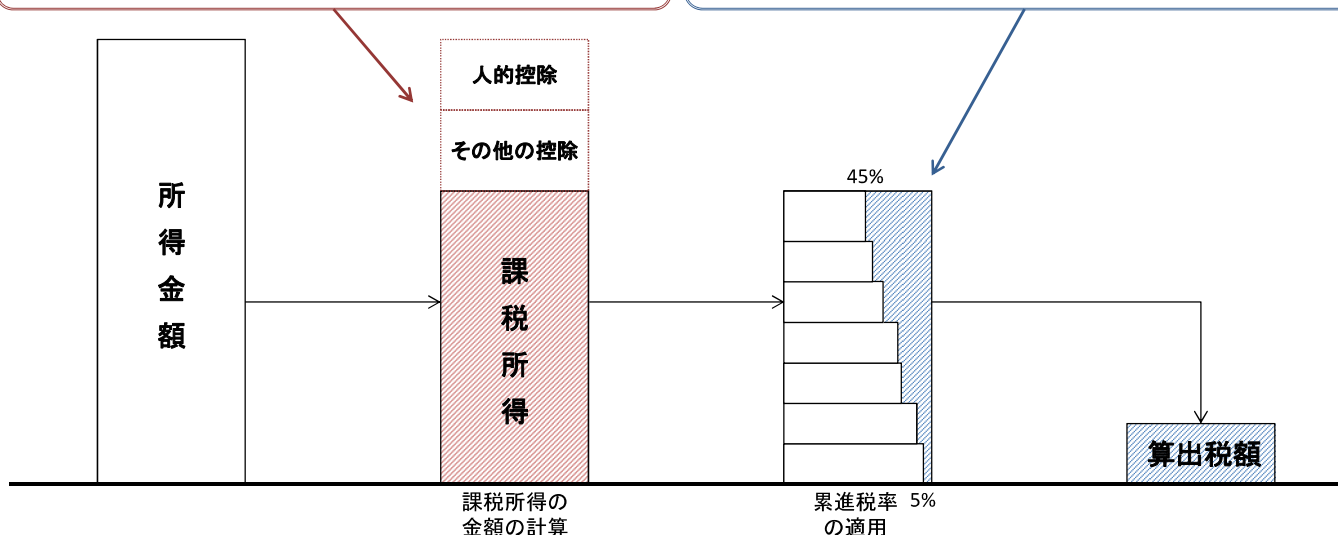
◎ 「課税所得」を担税力の指標として位置付け、その計算の過程で、家族構成や収入等の納税者が置かれた事情の斟酌やその他の政策的な配慮を行うために各種の所得控除を適用。

◎ 所得控除の適用により、課税最低限が画されることとなり、一定の所得金額までは負担を求めないという役割。

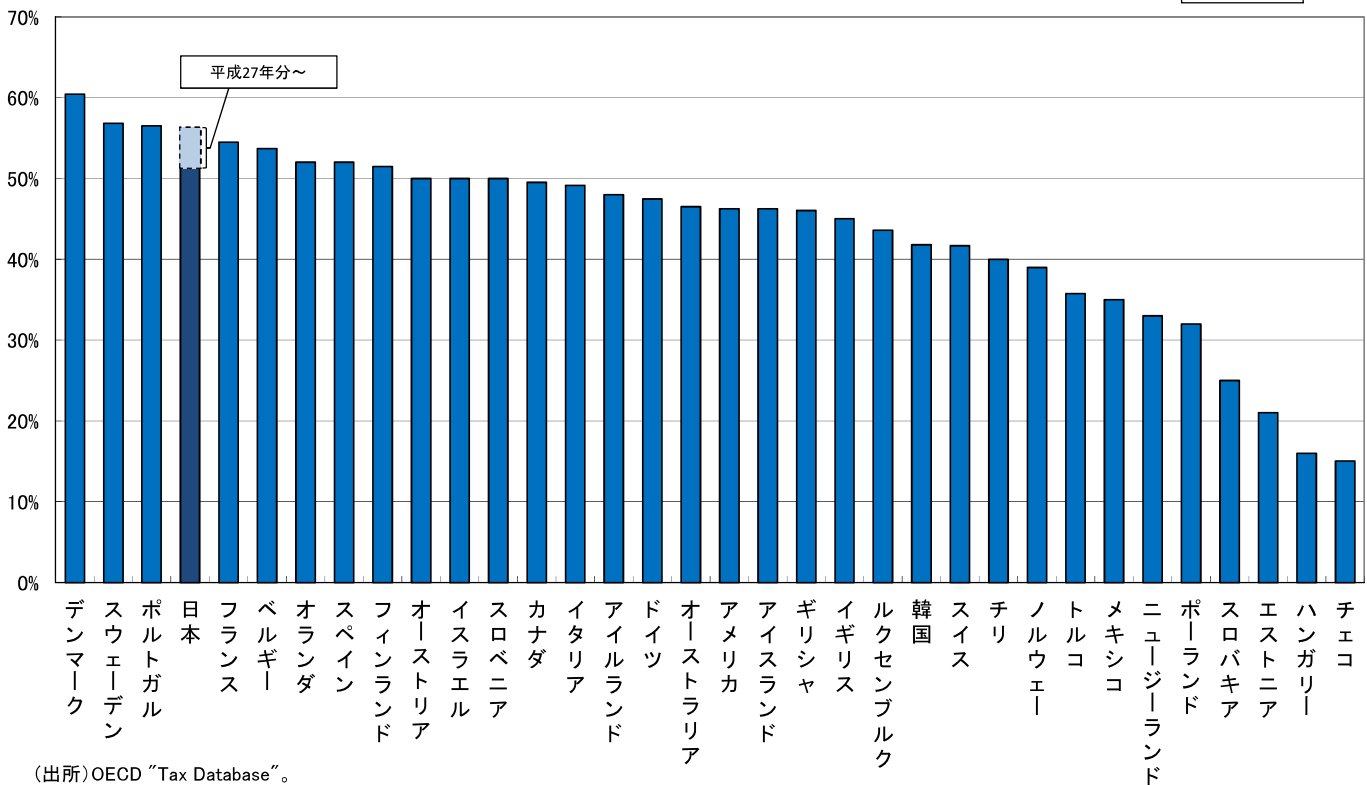
◎ その上で、「課税所得」に対して累進税率を適用することで累進的な税負担を実現。

(現行: 5%~45%の7段階)

◎ 所得控除の適用は、同じ税率が適用されるブラケットの中での税負担の累進性を確保する役割も果たしている。



未定稿



(出所) OECD "Tax Database".

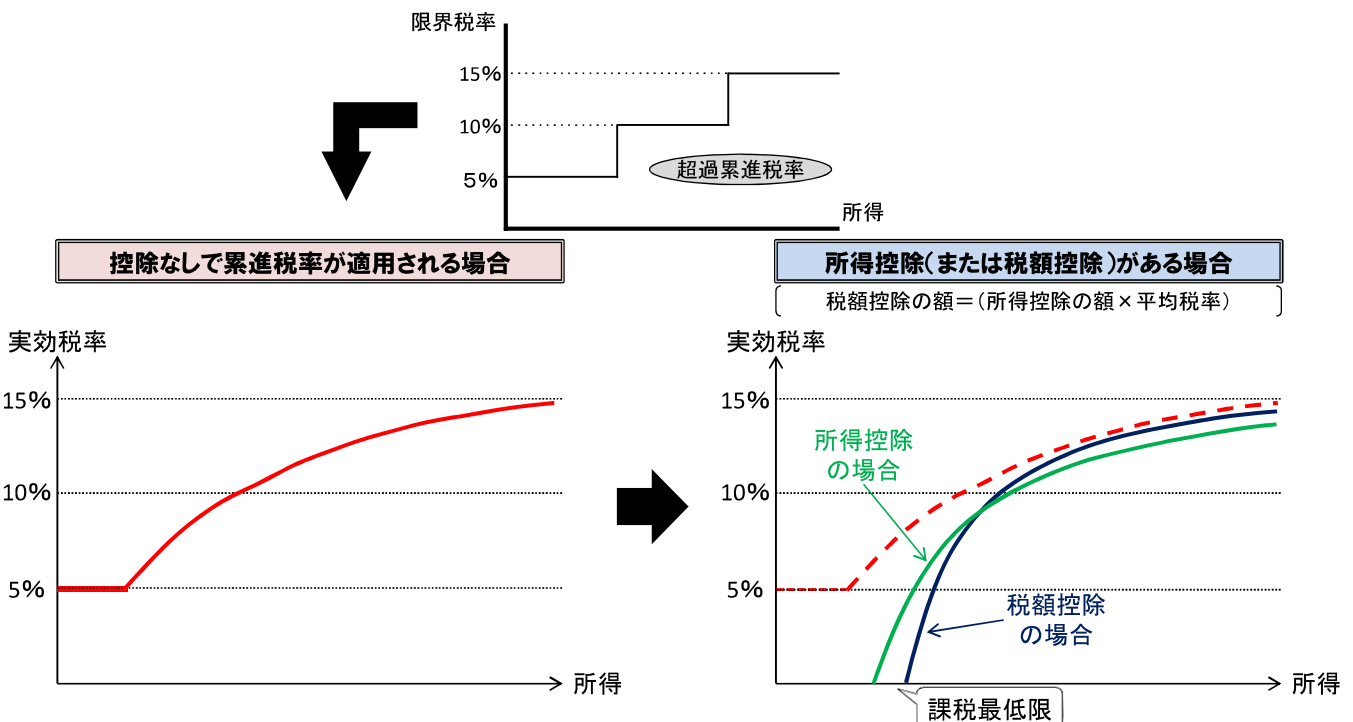
(注1) 各国とも2014年1月時点の税率を記載。

(注2) 日本の個人所得課税の最高税率については、復興特別所得税(基準所得税額の2.1%)を加味したもの。また、2015年分(平成27年分)からは、所得税の最高税率引上げにより55.95%となっている。

(注3) フランスにおいては一般社会税(7.5%)及びこれの負担調整のための所得控除、社会保障債務返済税(0.5%)、高額所得に対する所得課税(4%)を加味した数値となっている。

超過累進税率の下での所得控除・税額控除等の効果(イメージ)

- 累進税率の下では、所得控除は、課税最低限を画するとともに、税負担の累進性を強める効果を有する。
- 所得控除の額に平均税率を乗じた額の税額控除とした場合、所得控除と比べて、課税最低限は上昇し、低所得者に対する税負担軽減効果は大きくなり、より累進的な税負担の構造となる。



※ ゼロ税率でも同様の効果を持ち得る。

「一定金額までの所得については税負担を課さない」とこととするための仕組み

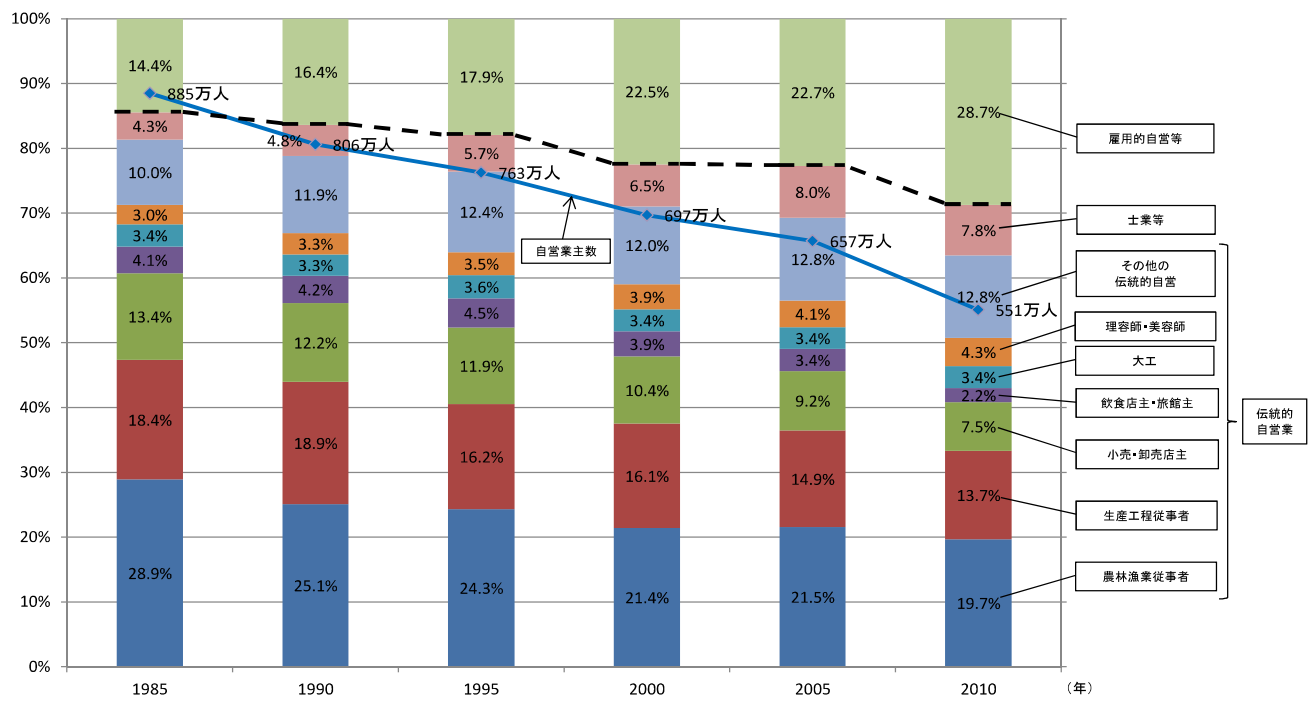
資料7

	○ 所得控除 (日本)	○ ゼロ税率 (ドイツ等)	○ 税額控除 (カナダ)	(参考) 所得控除 (アメリカ・イギリス)
(概要)	一定金額までの所得については、負担を求めないこととするため、所得金額から控除した上で累進税率を適用。	所得金額の全体に対して累進税率を適用。 一定金額までの所得については、負担を求めないこととするため、ゼロ税率を適用。	所得金額の全体に対して累進税率を適用。 その上で、一定の所得金額(税率(税負担)軽減対象所得)に最低税率を乗じた金額を税額控除。	一定金額以上の高所得者については、所得金額に控除なしで直接累進税率を適用。
(高所得者の場合)	<p>所得金額 → 控除 → 累進税率を適用 → ...所得控除</p>	<p>所得金額 → ゼロ税率を適用 → ...ゼロ税率対象所得</p>	<p>所得金額 → 最低税率分、負担を軽減 → ...税率(税負担)軽減対象所得</p>	<p>所得金額 → 軽減なし</p>
(低所得者の場合)	<p>所得金額 → 控除 → 累進税率を適用 → ...所得控除</p>	<p>所得金額 → ゼロ税率を適用 → ...ゼロ税率対象所得</p>	<p>所得金額 → 最低税率分、負担を軽減 → ...税率(税負担)軽減対象所得</p>	<p>所得金額 → 控除 → ...所得控除</p>
(効果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>所得金額のうち一番高い税率が適用される部分が控除される。</li> <li>控除による税負担軽減額は高所得者ほど大きい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所得金額のうち最低税率が適用される部分から所得控除を行うのと同じ結果。</li> <li>税負担軽減額は所得水準によらず一定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定金額以上の高所得者以外は、所得控除(日本)と同じ結果。</li> <li>控除による税負担軽減額は一定金額以上の高所得者には生じない。</li> </ul>	

職種別自営業主数及び構成比の推移

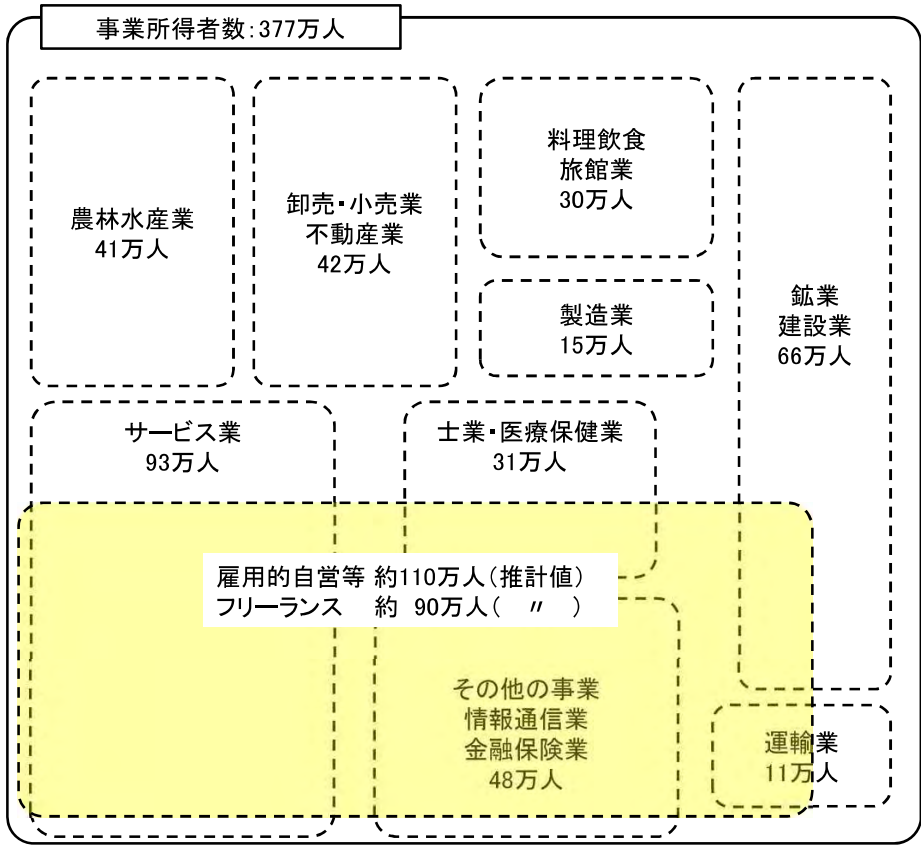
資料8

○ 自営業主を職種別でみると、農林漁業従事者、生産工程従事者、小売・卸売店主といった「伝統的自営業」の割合が減少する一方、建築技術者、SE、保険代理人・外交員など、使用従属性が高く雇用に近い、いわゆる「雇用的自営業」の割合が増加している。



(出所) 総務省「国勢調査」  
 (注1) 「伝統的自営業」とは、農林漁業、製造業、小売・卸売店主など取引先との関係で使用従属性の低い従来型の自営業をいい、「土業等」とは、医師、弁護士、会計士・税理士、画家・芸術家など使用従属性の低い専門的職業をいい、「雇用的自営業」とは、建築技術者やSE、保険代理人・外交員など使用従属性の高い自営業主が多く含まれる職種をいう。この区分は、山田久「働き方の変化と税制・社会保障制度への含意」(平成27年9月3日 政府税制調査会資料)による。  
 (注2) 「自営業主」は、「雇人のある業主」、「雇人のない業主」及び「家庭内職者」。

事業所得者と「雇用的自営等」等との関係(イメージ)



○ 事業所得者数 377万人  
 (税額あり:162万人  
 還付:83万人  
 税額なし:132万人)

(出典)国税庁「国税庁統計年報書(平成25年分)」  
 (注1)「事業所得者」とは、所得税の申告等を行った個人のうち、事業所得の金額が他のいずれの所得の金額よりも大きい人をいう。  
 (注2)「税額」とは、申告納税額をいう。

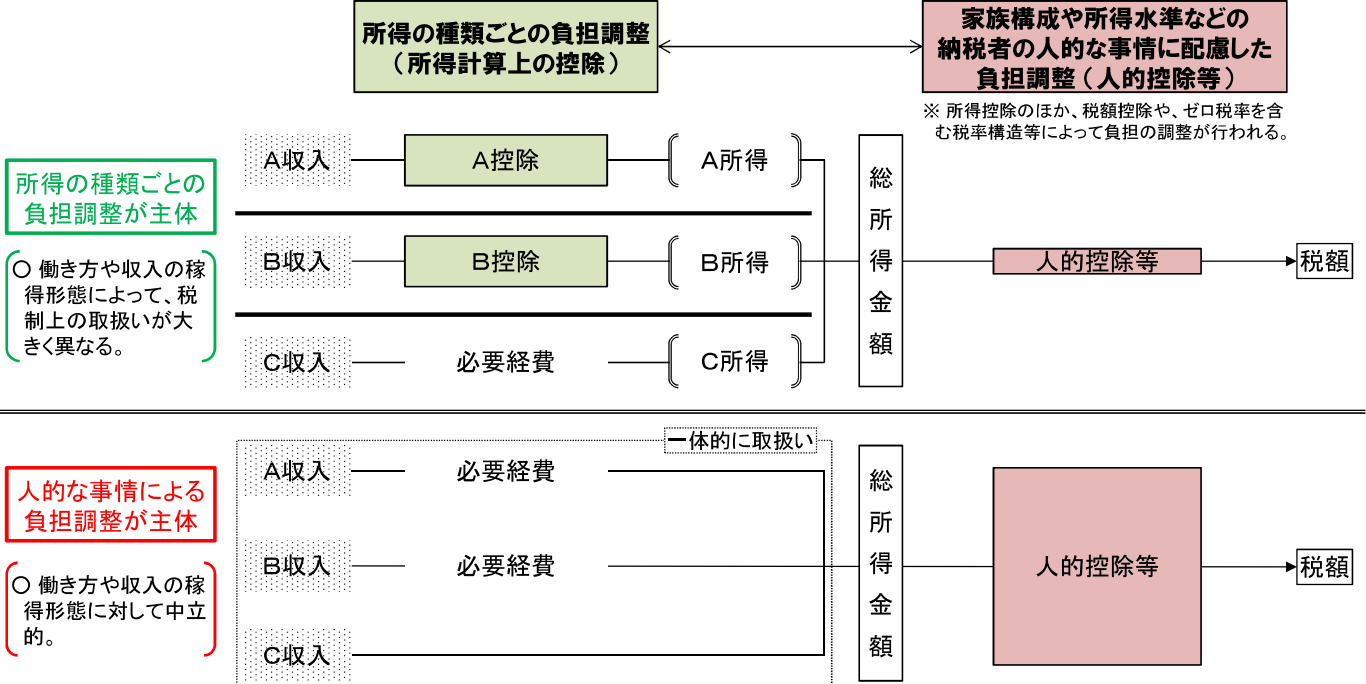
○ 「雇用的自営等」である事業所得者の人数(推計値)  
 約110万人  
 (備考)「雇用的自営等」とは、建築技術者やSE、保険代理人・外交員など使用従属性(労働者性)の高い自営業主が多く含まれる職種をいう(山田久「働き方の変化と税制・社会保障制度への含意」(平成27年9月3日政府税制調査会資料))。  
 (注)上記の人数は「雇用的自営等」の個人業主数(約158万人)(総務省「国勢調査」)に事業所得者比率(※)を乗じて算出。

○ 「フリーランス」である事業所得者の人数(推計値)  
 約90万人  
 (注)リクルートワークス研究所「フリーランス調査」(2015年)における「フリーランス」の人数(約127万人)に事業所得者比率(※)を乗じて算出。  
 「フリーランス」とは、①個人事業主としての収入が主体、②誰も雇用していない、③農林水産業・小売業・飲食業・運送/包装業・土木/建設業以外、④実店舗を保有していない、という条件を満たす18歳以上の男女とされている。  
 (※)事業所得者比率とは、自営業主数(551万人)に占める事業所得者数(377万人)の割合(68.4%)をいう。

税負担の調整のあり方(イメージ)

○ 税負担の調整に当たっては、

- 各類型の所得の合算前に、働き方等にに応じた所得の種類ごとの負担調整(所得計算上の控除)を行うことが主体となる場合と、
- 合算後に、所得の種類と関係なく、家族構成などの人的な事情に配慮した負担調整(人的控除等)を行うことが主体となる場合が存在。



	正規雇用労働者 (大企業役員・従業員)	正規雇用労働者 (中小企業役員・従業員)	非正規雇用労働者	自営業主 (雇用的自営業)	自営業主 (伝統的自営業、士業等)	専業主婦 (正規雇用労働者の 無就業配偶者)
公的医療保険	健康保険組合・協会けんぽ		国民健康保険			健康保険組合・協会けんぽ
公的年金	基礎年金		基礎年金			基礎年金
雇用保険	厚生年金					
	雇用保険					
勤労性所得に対する課税	給与所得課税			事業所得課税		

(凡例) 社会保障制度については、事業主拠出、本人拠出の別に応じて以下のとおり色分けしている。ただし、雇用保険のうち労災保険部分は全額事業主負担であることに留意。

事業主拠出・本人拠出(折半)	本人拠出	本人拠出なし
----------------	------	--------

(注) 週所定労働時間が正規雇用労働者の4分の3(週30時間)以上の場合、被用者保険(医療:健康保険組合・協会けんぽ、年金:厚生年金)の被保険者となる。また、2分の1(週20時間)以上で、31日以上雇用見込みがある場合、雇用保険の被保険者となる。

老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への主な支援措置の現状(イメージ)

	正規雇用労働者 (大企業役員・従業員)	正規雇用労働者 (中小企業役員・従業員)	非正規雇用労働者	自営業主 (雇用的自営業)	自営業主 (伝統的自営業、士業等)	専業主婦 (正規雇用労働者の 無就業配偶者)
投資・貯蓄促進	NISA(上場株式等)					
	個人年金(保険)					
	障害者等マル優等(預貯金、公債等)					
	財形住宅・年金貯蓄(預貯金、保険等) ※ 従業員のみのみ		企業が任意で実施			
退職金共済	小規模企業共済 ※ 役員のみ	中小企業退職金共済 ※ 従業員のみのみ	小規模企業共済			
企業年金等	確定給付企業年金(DB)		DB及び企業型DCは、企業が任意で実施。厚生年金被保険者のうち企業年金加入者の割合は、4割弱。			個人型DC(注1)
	企業型/個人型確定拠出年金 (企業型DC/個人型DC(注1, 2))		個人型DC/国民年金基金			
公的年金	厚生年金		基礎年金			基礎年金
	基礎年金		基礎年金			基礎年金

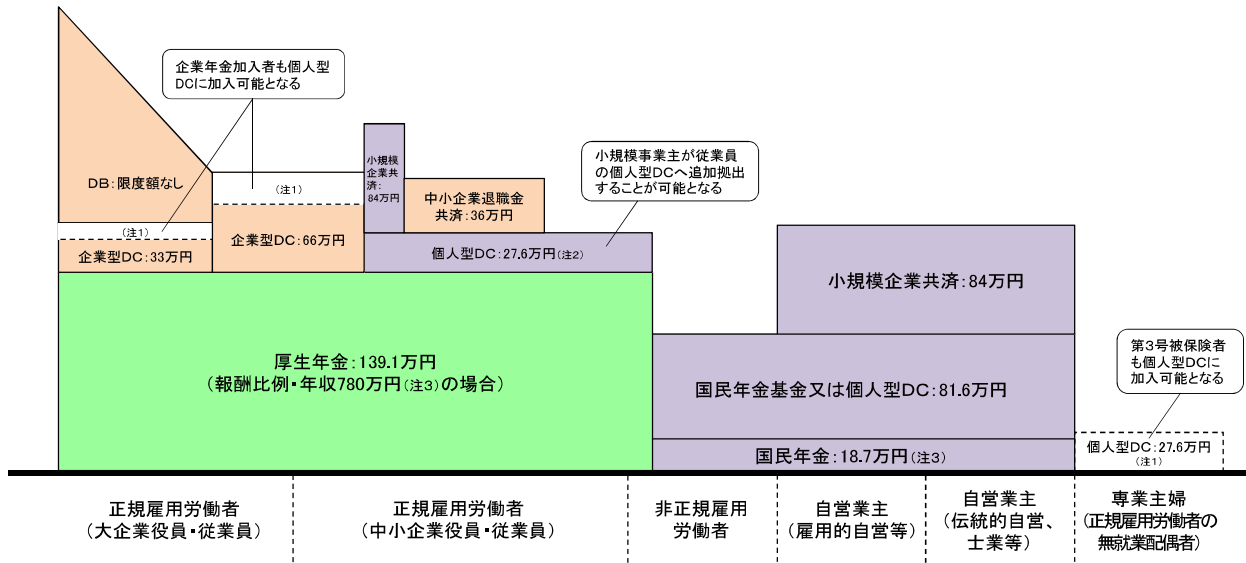
(凡例) 老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への支援について、税制上の措置が講じられている主なものを掲げた。色分けの分類は以下のとおり。

事業主が(主に)拠出するもの	事業主拠出・本人拠出(折半)	本人が(主に)拠出するもの	本人拠出なし
----------------	----------------	---------------	--------

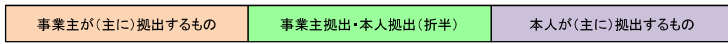
(注1) 現在国会で審議中の確定拠出年金法等一部改正法案において、企業年金加入者、公務員等共済加入者、第3号被保険者について個人型DCへ加入できるようになることとされている(平成27年度税制改正案)。

(注2) 現在国会で審議中の確定拠出年金法等一部改正法案において、企業年金の実施が困難な小規模事業主(従業員100人以下)については、従業員の個人型DCに係る拠出限度額の範囲内で事業主が追加拠出を行えるようになることとされている(平成27年度税制改正案)。

公的年金、企業年金、退職金共済等に係る年間拠出限度額の現状(イメージ)



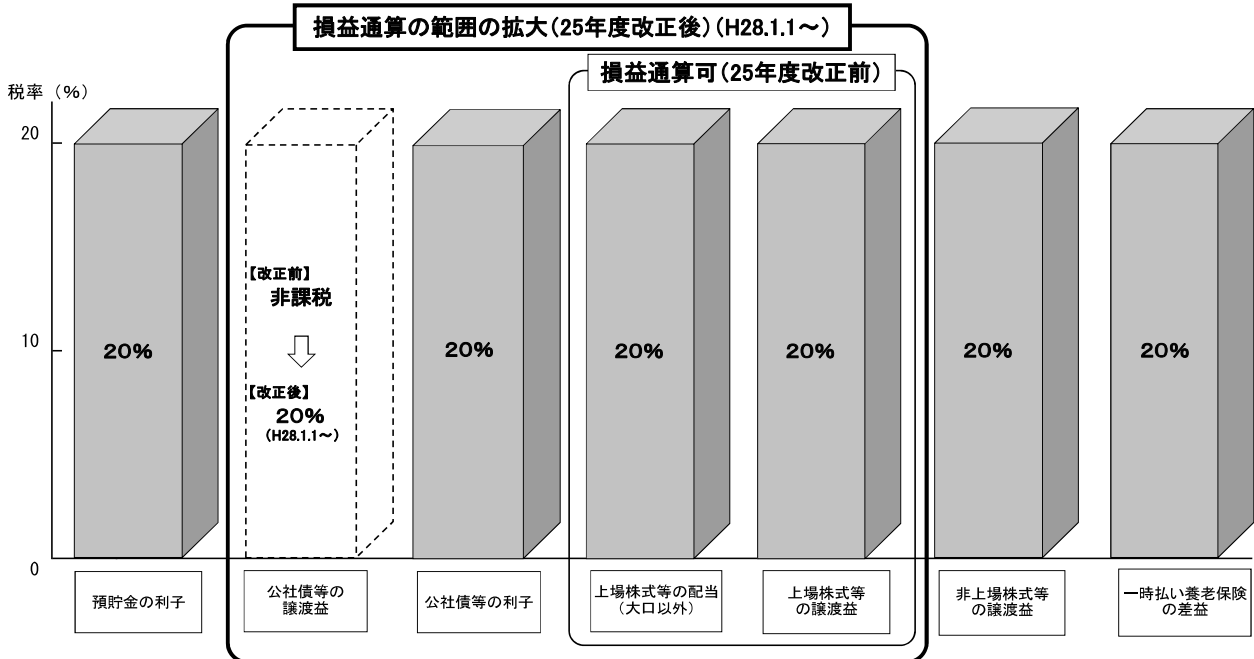
(凡例) 老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への支援について、税制上の措置が講じられている主なものを掲げた。色分けの分類は以下のとおり。



- (注1) 現在国会で審議中の確定拠出年金法等一部改正法案において、企業年金加入者、公務員等共済加入者、第3号被保険者について個人型DCへ加入できるようになることとされている(平成27年度税制改正案)。
- (注2) 現在国会で審議中の確定拠出年金法等一部改正法案において、企業年金の実施が困難な小規模事業主(従業員100人以下)については、従業員の個人型DCに係る拠出限度額の範囲内で事業主が追加拠出を行えるようになることとされている(平成27年度税制改正案)。
- (注3) 大多数(概ね9割)の民間サラリーマンをカバーする標準給与として、企業型DCの拠出限度額を設定する際に用いられている額。なお、国民年金及び厚生年金の保険料については、平成27年度末時点の保険料・率を基にしている。

金融所得課税の一体化

- 税負担に左右されずに金融商品を選択できるように、税率等の課税方式を均衡化することが適当。
- 金融商品間の垣根が低くなり、金融商品からのキャッシュフローを様々な所得分類に加工可能となっており、税率等の課税方式を均衡化することが公正・中立・簡素の観点から必要。



(注1) 上記のほか、「定期積金の給付補填金」や「抵当証券の利息」等も20%源泉分離課税とされている。  
 (注2) 税率20%の内訳は所得税15%、住民税5%である。



## 税制抜本改革法（抜粋）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」

（平成24年8月22日法律第68号）

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第七条 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第四百条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

二 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

ニ 個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格（(2)において「地域社会の会費的性格」という。）を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。

- (1) 税率構造については、応益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、平成十九年度に所得割の税率を比例税率（一の率によって定められる税率をいう。以下(1)において同じ。）とした経緯を踏まえ、比例税率を維持することを基本とする。
- (2) 諸控除の見直しについては、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、個人住民税における所得控除の種類及び金額が所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であること並びに個人住民税における政策的な税額控除が所得税と比較して極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除の見直し及び低所得者への影響に留意する。

## 個人住民税における税負担の調整

◎個人住民税の税負担の調整は、主に「控除のあり方」によって実現。

◎「課税所得」を担税力の指標として位置付け、その計算の過程で、家族構成や収入等の納税者が置かれた事情の斟酌やその他の政策的な配慮を行うために各種の所得控除を適用。

◎所得控除の適用により、課税最低限が画されることとなり、一定の所得金額までは負担を求めないという役割。

